

○（協）日本脚本家連盟 使用料規程

・・・指定する区分

第1章 総則

第2章 著作物の使用料

第1節 放送

- 1 テレビジョン放送
 - (1) 放送番組
 - ①日本放送協会の使用料
 - ②日本放送協会以外の放送事業者の使用料
 - (2) 劇場用映画
 - (3) その他
- 2 ラジオ放送
 - (1) 日本放送協会の使用料
 - (2) 日本放送協会以外の放送事業者の使用料

第2節 ビデオグラム

- 1 市販用ビデオグラム、個人向け貸与のためのビデオグラム又は業務用ビデオグラムへの複製
- 2 ビデオグラムの個人向け貸与
- 3 ビデオグラムの業務用上映
- 4 その他

第3節 有線テレビジョン放送

- 1 放送番組
- 2 その他

第4節 上演

第5節 出版

第6節 その他